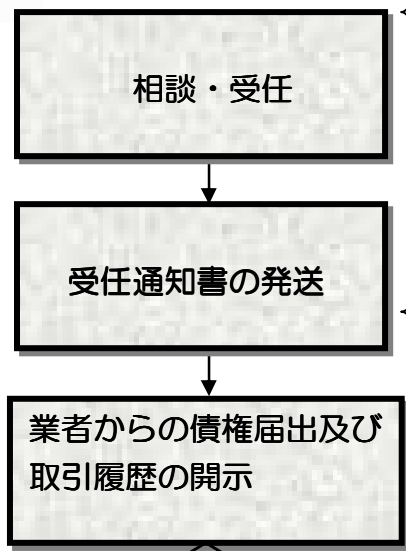




### ③任意整理の手続

任意整理は、業者と弁護士が交渉して、支払金額及び支払期間等につき協議した上で、新たに返済の約定を締結するものです。その際、業者から取引履歴の提出を受けた後、業者の定める利率（例：年 29.2%）から**利息制限法**の利率である年 15%~20%の金利に**引き直して計算**し、債務残額を減らし、さらに**過払い**になっているものはできる限り取り返します（なお、**個人間の金銭の貸し借りの場合、出資法**で上限は年 109.5%です）。

- ①債権者名、残額、借入年月、用途（何に使ったか）のメモ
- ②クレジットカード、請求書の関係書類一切を持参下さい。なお一部の債務に保証人がいる場合、保証人に説明の上、別途債務整理が必要となる場合もあります。



それまで激しい取立てがあった場合でも、通知の受領後は止みます。債権者が依頼者に直接催促することはありません。  
受任通知が相手に届くまでは、「弁護士の板谷に債務整理を依頼中」と説明して下さい。

引き直し計算の結果、残債務が残った場合

引き直し計算の結果、過払いになっていた場合

